

『令和7年12月17日開催』

福祉保健常任委員会

委員長報告

【令和7年12月定例会】

委員長 福森悦子

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、歳出の部、第3款「民生費」及び当該歳出に係る歳入並びに第3条第3表「債務負担行為補正」のうち当委員会の所管事項についてを一括議題といたしましたところ、債務負担行為補正にかかわり、仮称川口市福祉・交流センター建設工事のスケジュールについて等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第194号「令和7年度川口市介護保険事業特別会計補正予算」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第212号「川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、地域限定保育士制度の詳細について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、国家戦略特別区域に限って認められていた地域限定保育士制度を一般制度化することは、担い手不足の根本的な解決にはならない。必要なのは規制緩和ではなく、保育という仕事の価値を高めることが大切であり、保育士は子どもの保育にとどまらず、保護者への支援や地域とのつながりづくり、困難を抱える家庭への支援など、多面的な専門職である。保育士の処遇改善と専門性の向上こそ公的責任で進めるべきと考えることから、反対するとの意見。

また、地域限定保育士制度を一般制度化することは、保育士不足の解消につながるものである。簡単に地域限定保育士になれるものではなく、試験を受けて、資格を取得するため、通常の保育士と同様のものとも考えられる。国の基準等の一部改正に伴う必要な条例改正であることから、賛成するとの意見。

さらに、保育人材の確保は全国的な課題であり、特に不足する恐れが大きい地域について集中的に保育人材の確保に取り組むことができるようにすることが必要である。地域限定保育士制度の一般制度化に伴う条例改正であることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられた後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第213号「川口市障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、支給対象外となる65歳以上の方への支援について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、在宅の障害者に障害者福祉手当を支給することにより、障害者の福祉増進を図ることを目的としたこの制度のあり

方に照らせば、年齢制限を設ける必要はなく、制度の拡充をすべきと考えることから、反対するとの意見。

また、65歳以上の方については、介護保険制度等により総合的に支援を行っていることに加え、県内63市町村のうち53市町村が同様の年齢制限を設けているという現状を踏まえ、賛成するとの意見。

さらに、65歳以上の方は、介護保険サービスで総合的なサービスが受けられることに加え、県内市町村の多くが年齢制限を設けていることを勘案し、安定した制度運営のための条例改正であることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第249号「公の施設の指定管理者の指定について（川口市社会福祉センターほか1施設）」及び議案第252号「公の施設の指定管理者の指定について（川口市特別養護老人ホームほか3施設）」ないし議案第257号「公の施設の指定管理者の指定について（川口市障害者短期入所施設朝日しらゆりの家）」までの以上7議案を一括議題といたしましたところ、全議案にかかわり、指定管理者候補者選定及び評価専門委員会の評価結果について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第210号「川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、公設公営保育所における健康診断への影響について、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第211号「川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第275号「川口市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例」を議題といたしましたところ、安全性を確保する取り組みについて等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、こども誰でも通園制度は、利用者と事業者の直接契約で市の責任が曖昧になることに加え、保育現場へ新たな負担を強いることや、子どもが安心して過ごすには基本的に定期利用が必要であることから、反対するとの意見。

また、こども誰でも通園制度は、令和8年4月から全国全ての市区町村で実施される国の政策であり、実施にあたっては本条例の制定が必要である。本条例が

制定されない場合、全国において、本市の子どものみが市内の施設を利用することができないことになり、不利益を被ることになる。この制度により、子どもたちは集団生活を経験することができ、保護者は育児不安の解消が期待できることに加え、事業者がそれぞれの実情を踏まえたうえで、柔軟な運用が可能な仕組みとなっていることから、賛成するとの意見。

さらに、こども誰でも通園制度は、利用条件を共働き家庭や親の病気などに限定せず、子どもの良質な育成環境をサポートする観点からも大きな意義がある。子どもが同世代と接する機会を得て、発育を促すだけでなく、親が保育者とかかわることで育児負担の軽減や孤独感の解消につながることを期待されることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第214号「川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第250号「公の施設の指定管理者の指定について（川口市立南平児童センター）」及び議案第251号「公の施設の指定管理者の指定について（川口市立芝児童センター）」の以上2議案を一括議題といたしましたところ、両案にかかわり、指定管理者候補者選定及び評価専門委員会の評価結果について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第192号「令和7年度川口市国民健康保険事業特別会計補正予算」を議題といたしましたところ、子ども・子育て支援金の1人当たりの負担額について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、国が進める子ども・子育て支援の費用は、子育て予算を拡充して、公費で負担すべきである。子ども・子育て支援金を公的医療保険の国民健康保険税に上乗せして徴収することは、市民への新たな負担増となることから、反対するとの意見。

また、国の制度改正に対応するためのシステム改修であり、必要なものであると考える。子ども・子育て支援金制度は全世代、企業が支援金を拠出し、子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもたちや子育て世帯を社会全体で応援していく仕組みであり、その子どもたちは将来社会を支える担い手となることから、賛成するとの意見。

さらに、医療保険制度は全世代が加入をしており、対象範囲が広く、世代を超えた支え合いの仕組みであり、急速な少子化に歯止めをかけることが医療保険の持続可能性を高める。支援金を医療保険から徴収するためのシステム開発・保守

委託料であることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

最後に、議案第193号「令和7年度川口市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」を議題といたしましたところ、子ども・子育て支援金の1人当たりの負担額について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、国が進める子ども・子育て支援の費用は、子育て予算を拡充し、公費を増やして対応すべきである。子ども・子育て支援金を川口市後期高齢者医療事業の保険料に上乗せして徴収することは、市民への新たな負担増となることから、反対するとの意見。

また、国の制度改正に対応するためのシステム改修であり、必要なものであると考える。子ども・子育て支援金制度は全世代、企業が支援金を拠出し、子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもたちや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みであることから、賛成するとの意見。

さらに、医療保険制度は全世代が加入をしており、対象範囲が広く、世代を超えた支え合いの仕組みであり、急速な少子化に歯止めをかけることが医療保険の持続可能性を高める。支援金を医療保険から徴収するためのシステム開発・保守委託料であることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

以上で報告を終わります。